

芥川龍之介「三右衛門の罪」における近代的主体の揺らぎ（上） —志賀直哉「范の犯罪」との比較を通して—

本庄 あかね

抄録：芥川龍之介の作品には、典拠を持つものが多くある。先行する作品を書き直し新たな作品を生み出すという芥川の創作手法は、「三右衛門の罪」（大正十三年）にも認められ、志賀直哉「范の犯罪」（大正二年）を下敷きとすることが指摘されている。しかし、「三右衛門の罪」は、単行本未収録という事情もあり、これまでの研究において取り上げられることが少なく「范の犯罪」との比較考察も十分には行われていない。本稿は、「三右衛門の罪」と、これに先行する「范の犯罪」との作品分析を行い、両作を比較するものである。その目的は、第一次世界大戦後の大きな時代の変革期にあつて、諸相において〈近代〉を問い直していくこの期の芥川の文業の、具体的なありようを照らし出していくところにある。（上）では、「范の犯罪」の先行研究を踏まえつつ、倫理的存在であり、個の意志と行為を持つとする范の意識の内部に、近代的主体の概念が認められることを論じた。これを踏まえ（下）では、「三右衛門の罪」において、こうした近代主体概念が大きく変容していることを見ていく予定である。

キーワード：芥川龍之介「三右衛門の罪」 志賀直哉「范の犯罪」 自我貫徹の生 本統の生活 近代的主体

一、はじめに

芥川龍之介「三右衛門の罪」は、大正十三年一月『改造』誌上に発表された後、単行本収録を見なかつた作である。同時代においては、発表後いち早く生田長江^①が、「不公平になるといふことを余りに恐れ過ぎた審判者が、自分の勝たせたいと思ふ側の勝利と、その敵手の敗北をことごとく疑つて、その結果却つてゆゑ、しき不公平に陥るといふ心理学を取り扱つてゐる」と、人物の意識に焦点を当てた作と評す。同時に、「へかうした心理学的主題の徹底をさせる為ばかりならば、あんな時代のあんな事件に事寄せるのは、あまり有効なやりかたであるとも思はれない」と、作品内の時間が日本近世の文化文政期に設定された歴史小説の結構を持つている点と、主題との違和を表明する。

これに続き、早稲田派の論客である宮島新三郎^②は、「数馬と多門との三本勝負の審判官三右衛門が、無意識に三度とも多門に扇を上げた心理、ところが、その

心理が心理として描けてゐない」と断じている。尤もこの場合は、「芥川氏は自ら裸体にならなければならぬ。たしか、氏は自ら、自叙伝風のものを書くことは趣味が許さぬと言つたことがある。この趣味がある間は、芥川氏の小説には血は通わない」と、心境小説のフレイムを以て作品を判定していることは明らかで、直ちにこうした批評のあり方に〈独断〉ではないかと疑義を呈する評言も現れた^③。

以上述べたように、同時代に消極的な評価が下され、また本作が初出誌の発表に留まつたという事情ゆえ、作品の先行研究は多くない現状にある。そのような中で、菊池弘氏^④は、「不公平を恐れるあまりに不公平に陥るといふ逆説的な心理を扱っている作とした上で、三右衛門と、志賀直哉「范の犯罪」（『白樺』大正2・10）における范との相似を見出し、「自分の気持ちに忠実であろうとする、どこか志賀の作中人物の倫理的潔癖感を備えている」人物造型に両作の影響関係があることを指摘している。同様に、石割透氏^⑤も、「行司を勤めた際の三右衛門の、人間として極めて自然な感情、それを率直に語る態度を治修は最後に宥す」という結末に、「范

の犯罪」からの明らかな影響を認めることが出来るとして、

「南京の基督」に既に志賀の「小僧の神様」の影響が認められるが、「点鬼簿」「齒車」と「暗夜行路」、「或阿呆の一生」の「八 花火」などと「和解」の部分的な影響関係のみならず、芥川の心境小説風の小説、また、「文芸的な、余りに文芸的な」での「詩に近い小説」「純粹な小説」の発言が、多分に志賀の小説を意識したものであったことを思えば、初期の未定稿「志賀直哉氏の短篇」などを含めて、時間の中で芥川の志賀文学受容の変化の質が、ここで改めて検討されねばならない。人間としての自然な感情を率直に語りながら、「狼藉者」を許さない三右衛門の態度は、そのまま、芥川の文学における、作品の型と内実の課題と微妙に関わっている。鷗外の歴史小説における立場と芥川のそれとの距離も、この作品あたりを対象にして検討する必要もあろうかと、今後の本作の研究課題を示している。

これらの言及を踏まえ、本稿では、既に指摘されている本作と「范の犯罪」との類似点―(一) 范と三右衛門に表れている倫理的な(潔癖)さ、(二) 裁判官と治修の判決における罪の許し―に着目し、両作の比較検討を試みたい。そのような作業を通して、両作の差異を照らし出し、そのことによって芥川の特質を明らかにすることができるのではないかと考えるためである。ここで、予め述べておくならば、范は、自身に内面化された倫理と、そうした倫理的な責任感によって余儀なくされている自らの生活を偽善だとする自意識との葛藤に苦悩する人物である。一方、三右衛門は、自らの審判によって敗北としてしまった数馬を気の毒と思いつながら、狼藉者として数馬を許さないとする心理に自己の矛盾がなく、宛も二重人格者の如くであり、分裂を意識しない人物として描かれている。本稿では両作の人物には、類似を基としながらも主体のありように明らかな差異が生じていると見ており、こうした違いについての考察を通し、「三右衛門の罪」の読みを定めていくことができるのではないかと、というのが本論のねらいとするところである。

先行する「范の犯罪」を、本作はどのように書き換えて行ったと言えるだろうか。述べたような問題意識のもとに論考を進めるが、その道筋として、先ず、本稿の(上)

では志賀直哉「范の犯罪」がいかなる作品かを本作の先行研究を整理する中で見ていき、その後、(下)において、「三右衛門の罪」の分析と読みの提示を行う。さらに、両作の比較によって、「三右衛門の罪」が、先行する志賀作品を背後に置きつつ、自己の一貫性が時間的空間的に成り立ちそれが他者からも認められ、自らの意志によって、自身の行為やあり方を統制する倫理的かつ自律的存在という近代主体概念に対する懐疑となり、問い直しとなっていることを明らかにしていく。先ずは、「范の犯罪」における范の意識に、確固たる主体というものが存することをみて行きたい。

二、外部からの范の心理の認識と范内部における心理の認識―助手の証言と范自身の供述―

范といふ若い支那人の奇術師が演劇中に出刃包丁程のナイフでその妻の頸動脈を切断したといふ不意な出来事が起つた。若い妻は其場で死むで了つた。范は直ぐ捕まえられた。現場は座長も、助手の支那人も、口上云ひも、尚三百人余りの観客も見てゐた。観客席の端に一段高く、椅子をかまへて一人の巡查も見てゐたのである。所が此事件はこれ程大勢の視線の中心に行はれた事でありながら、それが故意の業か過ちの出来事か全く解らなくなつて了つた

ここに引用したのは、「范の犯罪」の冒頭部分である。見られるように、本作は全知視点の語り手によって語られ、予め、范による殺人の事実が示される。また、それが(故意の業)(=故意)か(過ちの出来事)(=過殺)かという、全篇に及ぶ問いの枠組みが既に呈されており、以下では、この問いに対する座長の証言、助手の支那人の証言、范自身の供述が、順に並べられ、予審の裁判官に焦点化される形で語られ進行していく。これら複数の人物の証言から、范の殺人に至るまでの心境が次第に照らし出されていくという構成が本作に認められる訳で、ストーリーとプロットの違いという点で述べるならば、作品内の時間の流れと叙述の順とが倒立する関係と言って良く、そのような意味で本作には(倒叙)形式を確認できる。本作

は犯罪を題材にした小説であるのだが、前述したような叙述形式に着目するとき、犯罪が誰によって、或いはどのように行われたのかという点ではなく―それは既に明らかとなっている―、犯罪に至る人物の心理の経緯にこそ、読者の関心の中軸が置かれた作と一先ず言えるだろう。

さて、予審の場における助手の証言を、次に見ていこう。座長の証言の後、助手の支那人は、范とその妻の素行、性質、及び夫妻の関係を、彼らの歴史に踏み込みながら裁判官に答え、述べていく。助手は、先ず、范とその妻の素行、性質について、共に品行が良く、人に親切で、自制心が強いと述べる。ここで明らかにされるのは、范とその妻が、〈御承知の通り旅芸人といふものは決して風儀のいい者ばかりではありません〉と断られているような旅芸人のステレオタイプに、およそ当てはまらないという点である。

続けて、助手は夫妻の關係に言い及び、

・あの男は昨年あたりからキリスト教を信じるやうになり（傍線引用者・以下同様）

・二年程前妻が産を致しました。赤子は早産だといふ事で三日ばかりで死にましたが、其頃から二人は段々に仲が悪くなつて行く

・范と一緒にゐるから三年近く旅芸人として彼方此方と廻り歩いて

・四年も旅を廻はつて来た女

と、証言が進むに連れ夫妻の過去へと順に遡及していくという形で、關係の不良を伝えていく。さらに、証言は、四年より前に遡り、范の妻が、

故郷の兄といふのが放蕩者で家はもうつぶれて無いのです。仮りに范と別れて帰つた所が、四年も旅を廻はつて来た女を信用して結婚する男も無いでせうし、不和でも范と一緒にゐるより外なかつた

と、身を沈めた存在であり、本来の社会的階層から旅芸人に落ちたという経歴を明かしていく。これは、彼女が〈働くに足は小さくて駄目〉と、纏足の風習による身体を有しているところから、良家の出との推測が成り立つ（6）ことと対応しているだろう。これに呼応して、范も、旅芸人とされているものの、〈英

語も達者ですし、暇があるとよく説教集などを讀んで居る〉と評され、知的階層の人物さながらであり、范自身の経歴にも妻同様何らかの曲折があることを思わせる（7）。裁判官の目に范の容貌が、

范は引きしまつた蒼い顔をした、賢そうな男だつた。一眼で烈しい神経衰弱にかかつてゐる事が裁判官に解つたと映っていることもこれを裏付けよう。

尤も、前述したような内面的で知的な人物像を浮き上がらせる、助手によって語られる范のストーリーは、次に続く范の供述によるそれと、妻の家の没落、子の死以降の夫婦の不和という大枠において重なりながらも、齟齬を見せていく。例えば、どうしても妻を愛する事が出来ない。自分に愛されない妻が、段々に自分を愛さなくなる、それは当然な事だ。こんな事もいつてゐました。あの男がバイブルや説教集を讀むやうになつた動機もそれで、どうかして自分の心を和らげて、憎むべき理由も無い妻を憎むといふ、寧ろ乱暴な自分の心のため直して了はうと考へてゐたやうでした

と、范のキリスト教信仰を疑わない助手は、范が自ら抱えていた夫婦關係の不和という問題について、妻の側ではなく、妻を愛せない自らの側の問題として捉え、信仰によって自らの心を改めようとしていたことを推し量っている。

一方で、范は、助手の証言に続く自身の供述において、〈皆が私が真面目にキリスト教を信じてゐると思つてゐる〉と述べており、聖書や説教集の讀書は、キリスト教の信仰に結びついている訳では無いとしている。ここで確認しておきたいのは、助手と范とのそれぞれの叙述が、相互補完的に一つのストーリーを紡ぐか見えながらも、それぞれ別の異なるストーリーを浮き上がらせるという点である。前述もしたように、助手の証言からは、范が、夫婦關係の不和より生じる苦悩を、神への信仰によって解消しようとするものの、ついには妻を殺すに至る―助手は夫婦の不和を知っており、范の行為を故意と見ている―という悲劇が立ち上がってくるだろう。こうしたストーリーの延長においては、事件直後の范の様子を、

其時は范は真蒼になつて眼を閉ぢて立つてゐました。幕を閉めて、女を起して

見るともう死んでゐました。范は興奮から恐ろしい顔をして、（どうしてこんな過ちをしたらう）といつてゐました。而して其所に跪いて長い事祈祷をしました

とする助手による描写は、キリスト教信者の行為として違和のないものとなる。

これに対し、范自身は、妻の死体の側で行つた黙禱を（それは其時不図湧いたズルイ手段だつた）と述べている。（祈る風をしながら私は此場に処すべき自分の態度を決めやうと考へたのです）とする。即ち、范の告白に拠れば、神を信仰する范が神に祈りを捧げたというのではなく、時間稼ぎのためにそのように演技したまでなことであり、とすると、それは振る舞いとしての祈りであつたということになる。この点をさらに考えるために、改めて、助手の語るところとは注意深く區別をし、范自身の供述を見ていくこととしよう。

范の証言は、これに先行する座長や助手の証言が、裁判官との問答であつたのに対し、同様に、裁判官との問答でありながらも、独白であるかのような范一人の長い語りとなつてゐる。こうした形式には、范の思考が、より直接的に読者に迫つてくるといふ効果を期待できよう。それは、范の証言を范に對面して聞いている裁判官の立場に読者を限りなく近づけ、范の心境ばかりでなく、それに動かされる裁判官の心境をも理解させんとする小説の企みとも考えられる。このことについては、後述する。

さて范の証言だが、その内容は大きく三つの部分から構成されている。第一に、事件の前日まで、第二に、事件当日、第三に事件直後と、時系列に沿つて范の心境が述べられている。先ず、第一の部分だが、これは、妻が、范の友人で妻の従兄である男性の子を身ごもり、出産後すぐにその子は死に、妻の意図ある行為によつて息を止められたと考えられるその子の死は、宛も范に對する妻の償いのものであつたという、夫婦の秘められた暗い過去が語られるところから始まる。范はそれより前は妻を愛していたが、それ以降、寛大にならねばと思ふも妻を不快に感じてしまひ、不和となつたという。ここでは早くも、助手の証言の中で語られた、妻が范との子を身ごもつたが早産で死んでしまつたというエピソードが覆されている。

続けて范は、夫婦の関係を、互いに愛していない状態であつたとし、それでも夫婦関係を維持した理由を、妻の側からは、

生きて行く必要からだつたと考へます。実家は兄がつぶして了ひましたし、旅芸人の妻だつた女を貰ふ真面目な男のない事も知つてゐたからです。又、働くにしては足が小さくて駄目だといふ事もあつたからです

と先の助手の証言と重複する内容を反復して述べ、范自身の側からは、

私が弱かつたからです。妻は若し私から離婚されれば、生きてはゐないと申してゐましたからです

と説明する。即ち、范が申し述べてゐるのは、当時の日本の社会制度の中に妻を置いて見た場合、国籍、性別、家の没落、身体の障害、旅芸人という漂泊芸能者の夫を持つた点、これら諸相において妻が范と別れて現状以上の境遇を得るのはほぼ不可能だということなのである。彼女は社会的弱者と言わざるを得ない存在であり、自らこれを認識し、范に離縁され、さらなる不遇に陥る位なら自死を選ぶと言つてゐる。こうした現実において、范は、夫として妻を生かそうするために、離婚という選択肢を選びとることができない。換言すれば、范は、范と別れては生きていないと迫る妻に對し、自らの責任による妻の死という倫理的な負担を背負いたくないがため、二年もの間関係を維持してきたということなのである。

ここまでで確認できるのは、社会規範を内面化した存在としての范の人物像である。さらに言えば、范の内なる意識においては、妻と別れて自由に生きたいという自己内発的な思いを抱える一方で、社会倫理に照らしそれを抑えるという二重性を認めることができる。こうした内に生じる差異は、范自身による范についてのストーリーと、助手によるそれとの間に齟齬が生じていることと対応している。范の意識において、ルソー『告白』（一七八二—一七八八）以降に生み出されたとされるような個人の自我という近代的概念—内なる実体としての自我と、社会的生活の中で現れる自我という二重性—が認められることを、ここに確認しておきたい。

また、そうした二重性において、死ねば良いと思いつつ離婚しないという思いと行為が合致しないありようを、自らの（弱さ）＝（偽り）と捉えていくところに、

社会的な規範から個が逸脱していく契機が見出されていく。范は、自ら規範を守る外面的には安定させてみせている生活を続けながら、眠れない夜の一人の思考において、妻を殺すという考えに至る。孤独な思考の中で、自己内発的な思いをこそ貫こうとした場合に浮上する殺人という選択肢について、これによって齎される生活を仮定し、

牢屋へいれられるかも知れない。(中略) 破つても破りきれないかも知れない。然し死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ

と、法によって罰せられるとしても、(偽り)を自らの意志で破ろうとする行為こそが、自ら理想とする(本統の生活)を作り上げるのだと范は考える。この(本統の生活)は、

・私が自分を救はう—自分の本統の生活に入らうともがき苦しむのである
・私が只弱かつたからです。弱い癖に本統の生活に生きたいといふ欲望が強かつたからです

・私は近頃自分に本統の生活がないといふ事を堪まらなく焦々して居た
・破つても破つても破りきれないかも知れない。然し死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ

と、范の供述において幾度も繰り返されており、(欲する事も思ひ切つて欲し得ず。イヤでイヤでならないものをも思ひ切つてハネ退けて了へない、中ブランナ、ウヂウヂとした) (偽り)の生活を、(生きながら死人)になつたかのようにして耐えているという現状にあって、(本統の生活)が、あるべき生の姿として見出されている。

この(本統の生活)について、中嶋昭氏^⑧は、

一方で死んでくれればいい、そんなきたない、イヤな考へを繰返してゐるんだ。其位なら何故殺して了はないのだ。殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。牢屋へ入れられるかも知れない。しかも牢屋の生活は今の生活よりどの位いいか知れはしない。其時は其時だ。

という范の述懐を引き、

「死んでくれればいい」と「自己の意志や行為が間に介在」しないで事の解決を望むのは、「きたないいやな考」として、強く否定しているのである。「死んでくれればいい」という「きたないいやな考」よりも、自分の意思で、「殺す」という行為を、「結果がどうならう」と選ぶというのである。「范」は、「自分に正直に」生きたいとする人間で、その「正直」は、「感情」「生理的な反応」に基づくものである。

と、説明している。本稿の初めに言及した范の(倫理的潔癖)とは、ここに述べられているような、(死んでくれればいい)という考えを(きたない、イヤな考)と拒むような范のありようの謂いである。范は、振る舞いにおいて社会倫理に適うことで良しとするのではなく、内的な倫理を問う存在なのである。

前述もしたように、范の思考にあつては、社会倫理に即し社会に埋没するという(弱さ) Ⅱ (偽り)を個の意志で破つていこうとすることが、(本統の生活)を作り上げるとされている。特筆したいのはこの(本統の生活)が前提としているのが、本来的自己というものの存在だという点である。近代的な個の自我が、内なる実体としての自我と、社会生活の中で現れる自我との二重性を帯びることは既に述べたが、その場合、前者が先天であり、後者が後天であると扱われることが多い。范の意識においても、本来的自己というものが社会的な自己に先行して存在し、その存在は、所与のものとして疑われていない。范に確信されている本質的な自己というものが、彼の思想や行為の根拠となっているのである。

そして、范の(倫理的潔癖)において、妻から逃げるといふ受動的な選択肢が消え、自ら妻を殺すという能動的な選択肢が浮上することとなる。これは、妻が一層の不遇に陥りそれに耐えられまいという想定される現実に対する自らの責任の放棄 Ⅱ 妻から(逃げる)という選択ではなく、自らの責任で妻を殺すことによつて、そうした現実そのものを消去する方を選択するという主体的な考へである。しかしながら、言うまでもないことなのだが、妻を殺すという考へは、非常に偏つたものである。その極端さを范自身も認識しているのであろう、考へは考へで留まり、決心

するには至らない。(誤りのない行為をしよう)とすると、いつも解決はしないと范は述べているが、思考を重ねても出口を見出せない状態を今また繰り返したという事になるか。范は、夜が明け始めるとともに、妻を殺すという考えが次第に薄れていくことを意識し、そのような(自身の弱い心を悲しみました)と、自らの悲哀を訴えている。

ここでの范の(淋しい)(悲しみ)とは、社会的に不遇な状況を生きていることを余儀なくされた夫婦の、現実というものに対して、結局のところ為す術がないという個の弱さが露呈するところに感じられるものなのであろう。(悪夢におそはれた後のやうな)夜明けの中で、主体たろうとする范の思念だけが、取り残されているのである。范の見てきたような叙述の後、范の供述を直接聞いている裁判官、及び、前述したような、裁判官に焦点化される語りによって裁判官に近い立場に置かれている読者には、個人が意志によって行為を行い、行為の責任は自分にあるというよくな、近代的主体の概念が、(夢)の欠片の如く、残像として浮かび上がってくる。范の供述の第一の部分を見てきたように、事件の前日までの(本統の生活)をめぐり范の内部に推移した心境は、助手が外部から見た場合に推察された、神への帰依といったありようとは、本質的に異なるものである。このような范の意識において、個の意志によって—社会規範からは逸脱した自らの判断によって—行為し責任を引き受けようとする、主体への志向性を確認できる。

三、事件後についての范の供述

さて、范は、裁判官の(自分のした事が故意であると思つてゐたのだナ?)という問いに、(さうです)と答え、ここまでで確認してきたような供述の延長上で、(とうとう殺したと思ひました)と一旦は自白する。事件直後の取り乱した状態では、直感として、自ら殺したと思つていた、と。

しかしながら、范は、その後それを覆す。殺人の前日の夜から事件直後までの心境において、前章で確認してきたような妻を殺そうという意図が芽生え、そこから

故意の殺人の実現へ一本につながる線が引かれていたのだが、事件当日の夜の、より冷静に自らを省みる認識の中で、(自分でも何方か解から無く)なる。ここで范が告白する自らでも解らなくなったという事態は、范が、自己の心理の把握の限界を打ち明けたと一応は受け取れる訳だが、これを以って、范が理性を失ったと捉えるのは早急であろう(9)。後述もするように、故殺か過殺かという問いが前提とされている(故意)の内実を定めていくことには、范に限らずとも困難が伴われると考えられるからである。この点については一旦置き、范が自らでも解らなくなったと正直に告白することについて、以下に確認しておきたい。

范がそのような供述を行うのは、范の希求する(本統の生活)に即し、無罪になろうとする目的を達成させるためであると考えられる。

その目的(無罪になること・引用者注)の爲めには、自分を欺いて、過失と我を張るよりは、何方か解からないといつても、自分に正直でゐられる事の方が遙かに強い

と、范が述べる通り、過殺を装おうとしていたという不利と思える内容をもあえて自白し自らの証言の信憑性を高めた上で、殺人の明確な意図を証するものがどこにもないということを裁判官に納得させ、無罪判決を勝ち取るうとする思惑故の行為である。

事件当日の夜、范の冷静な反省の中で、故意というのを殺人の意図と捉えた場合、ナイフを投げた時点では、殺人の意図が明確な形で自身の心理に見出されないという確認がなされる。この確認の前は、自分が殺したという直感があり、さりながら過殺と見せかけようとしていたのだが、時間が経た後の認識によって、内なる思い—故意に殺した—と外的な振舞い—過殺とみせかける—が一致しないあり方が解消され、整合性を見せることとなる。前章で見えてきたように、事件前の范は、自分の正直な感情—妻と別れて自由になりたい—と、振舞い—妻との関係を維持する—とが隔てられていることを許容できないところから(本統の生活)を求めていこうとされたのだったが、これと同一の態度が、事件後にも繰り返される。証言を終えた後范自身に自覚される(快活な心持)とは、長年悩まされ続けてきた、述べてきた

ような二重性が解消されたが故に、抱かれたものだったろう。

ここまで述べてきたことを以下にまとめておきたい。予審の場での複数の証言が行われるという構成を持つ本作で、助手の証言における范と妻のストーリーと、范自身の供述におけるそれとが、異なりを見せていることについて述べてきた。言うまでもなく、複数の視点は、一つの物事の多様な見え方となって表れる筈であり、前章においてみてきたように、本作においては、他者による外部からの范の心理の認識と、范自身による内部の認識が別ものとして示されている。この別様な表れとといったものを、范は統合し、自身の行為を制御しようとする人物である。彼には、殺人の直後の混乱の中でも、自身がどのように見えるかという点の意識があり、他者に対する振る舞いと本心とを、意図を持って使い分けている。范には、建て前と本音の如く、奥行きをもつ自己のありようが認められ、両者の隔たりを本来的な自己に統合していこう、即ち〈本統の生活〉を実現しようとする一貫性への志向がある。このように、事件より前(第一の部分)と後(第二、第三の部分)においては、連続性を見ることができると。

四、法において問う裁判官―〈未必の故意〉をめぐる―

前章までで范の供述について考察を進めてきた。ここでは、裁判官の判決に論点を移し、范が無罪とされる事態について論じていく。この点に関しては研究史において既に様々な見解が出されているため、先ず、それらを確認しておく。

本作を志賀の作品史上に位置付け、志賀文学の第一期の終了を告げる期を画する作とした須藤松雄氏^⑩は、

これは日本の法廷らしい。人を殺した以上、故殺でなくとも、過失致死というような罪はまぬがれないであろう。きれいさっぱり無罪になることもあるのだろうか。またおそろしく簡単な法廷で、裁判官一人、范一人で、ほかに誰もいないらしい。一度調べただけで、裁判官一人の即決で無罪に決まるのも、ふしぎである。(中略) 作者は、こういうかなり抽象的な法廷や人間をしるしつづ

激しく明らかな歌を歌っているのである。具体的な肉付けなど無視した、簡素な法廷や人間であるから、これだけ激しく歌うことができたとはいえる。その歌の正体は、次のような部分に比較的明らかに示されている。(中略) 抑圧を凌ぎ、感情、行動統一体として強烈、純粹に生きるのが、唯一絶対の生だとする倫理の歌であり、志賀文学の歌ったこの種の歌の、ほとんど最後のものだろう。(中略) 自我貫徹の強烈な自画像にも、高らかな歌にも、ふたたび接することはできない。「范の犯罪」は、そのほとんど最後のものではあった。

と、述べている。(自我貫徹の生)とは志賀の日記中に現われる語の引き写しであり、范を、外部の〈抑圧を凌ぎ、感情、行動統一体として強烈、純粹に生きる〉自我至上主義を体現する人物と捉えている。そうした抽象的な内容のため、作品は具体的肉付けを欠いており、結末の無罪判決も現実性を帯びないものとされる。同様に、重松泰雄氏^⑪も、

范は即決でこのあと「無罪」だと判定されるのだが、その理由は今ひとつはつきりしない。范自身は、「無罪にならう」という目的のためには、「自分を欺くより」「自分に正直」でいる方が強いと述べているが、まさか正直であることだけが無罪の理由ではあるまい。要するに、結末における裁判官の「無罪」判決は、独立した作品と読む場合、このままでは明らかに説得力に欠けていると言わざるをえないのである。読者がその点に不審を抱かぬとすれば、それはすでに引いた後年の自解や前年の日記の後によって、事前に一種の〈暗示〉にかかっているからではないか。あるいは、「大正元年、二年で最強の段階に達した自我貫徹の生」などといった、直哉に関する伝記的通念に捉われ過ぎていくからではないか。

とし、裁判官の判決に説得力がないことを指摘している。こうした研究史に一石を投じたのが、山口直孝氏^⑫である。

『范の犯罪』の舞台として法廷を想定するのが、現在の一般的な理解であるが、基本的な確認から始めるなら、作品中にそのような断りは一言もない。かえって訊問の様子や次の記述からは、捜査段階における密室内での取り調べという

イメージが浮かび上がる

と、本作の場の設定が法廷ではなく、予審であることを初めて指摘し、従来抽象的とされてきた本作の読みを現実的に即して読むことを試みた。氏はそのような立場から、

「范」は当事者でありながら、過失か故意かの問いに「只全く自分でも何方か解から無くなつた」と答えている。ここに見られるのは、完全な判断の停止状態である。「范」は、事件における主体的関与を根本から否定し、その結果「妻」の死をいささかも悲しむことのない、晴れやかな心境を獲得する。「范」の内面において、「妻」をめぐる自己の物語が再構築されて円環を閉じていること、また「范」が自身をカタルシスの只中に置いていることは、間違いない。しかし、客観的に見れば「范」の思考は、社会的責任能力の喪失を意味するものであろう。理性に対する生理的反應の優位の主張は、究極において自己を統括すべき人格の崩壊を招く。その段階で「范」は、一般社会から完全に逸脱することになる。刑法の体系に照らせば、「范」の事例は、非「責任能力」者の行為もしくは「心神喪失」者の行為に該当しよう。「裁判官」の「無罪」の判断は、「范」への共感に促されたものではなく、「一眼で烈しい神経衰弱にか、つてゐる事が裁判官に解つた。」という「范」の外観と彼の奇矯な供述とに基づく、適正なものであったとも解せるのではなからうか。事件の発生から予審集結までを、「范」が強度の狂人に転落していく過程として捉える視点を加えることで、

『范の犯罪』はアイロニカルなテキストとなるのである。(中略) 青年時代の志賀に指摘されてきた主我的傾向は、個人史においては有効性を持つが、作品の展開を説明していくには、限界のある概念である。

と、范の自我至上主義に注目して読まれてきた本作の無罪判決を、范の人格の崩壊を意味するものと読み替え、心神喪失とみなされた故のものだったとする。このような山口論に対して、中嶋昭氏⁽¹³⁾は、法的に現実的に即して理解しようと試みた点を評価しながらも、「范」を「狂人」とすることには、賛成しかねた」とする。氏は、本作品の結末を現実的に考えるところなら、

この場合の「無罪」の決定をどう考えるか。法的にみれば、「裁判官」は、「范」の殺害の意思を「意識の深層における殺意」として問題にしなかった、最後の一投を「夢中ニ為シタ」と判断し、「無罪」としたと理解することができる、としつつ、

「無罪」となるべき法的な根拠はある。それ以上のものがあるといいたいのである。「范」の、「中ぶらりん」の状態を脱し、自分に正直に生きる「本統の生活」、その実現を求める、そうした生き方に「裁判官」は共感している。「無罪」の決定は、法的な根拠に基づくものであったにせよ、「范」の自分に正直に生きる「本統の生活」を求める姿勢に対する御墨付きと読めてくる。

と、本作が〈現実の、正確な、綿密な再現を狙つて〉おらず、〈単なる裁判劇〉以上の内容を有しており、作品の中軸は次のようなところにあるとする。

「裁判官」は、「范」の、これまで述べていたことの一貫性、整合性を認めると同時に、苦しみ抜いてきた「妻」との関係清算できた「范」の心中を思いやつて、「何かしれぬ興奮」を覚えたと理解している。(中略) 「妻」の死をいささかも悲しむことのない、晴れやかな心境」の獲得を、「裁判官」は、理解したばかりでなく、共感すらしているわけである

と。このように、無罪判決を、范の心神喪失状態に対するものではなく、苦しみ抜き、〈本統の生活〉を求め続ける姿勢に対する、裁判官の共感に基づく〈御墨付き〉だと捉えている。

以下には、裁判官が無罪判決を下すに至る結末について、見てきたような先行研究を踏まえつつ、本稿での解釈を示したい。まず、確認しておきたいのは、裁判官が、その立場上では、法の下、范の行為において裁くことが求められているという点である。また、法に基づき裁く際に、裁判官が問題にしているのが、故意か過失かという点であることも、論を俟たない。長尾龍一氏⁽¹⁴⁾は、本作を〈故意と過失の微妙な境界問題〉という〈刑法的テーマ〉を扱った作と捉え、こうした〈未必の故意〉と「認識ある過失」との限界を問うことは、これまで〈刑法学者たちが論じてきた〉主題であったと指摘している。ここで言われている〈未必の故意〉とは、

一般的に、犯罪を積極的に意図した訳ではなく、結果が発生するかもしれないということを知っており、しかも発生すればしてもよいという認容がある場合を言う。本作の事件に即して言えば、ナイフを投げる行為によって妻を殺すことになるかもしれないという予測を十分に持ち、その予測を受け入れてその行為に及んだと認められる際には〈未必の故意〉が、一方、予測を持つものの、予測した結果は生じないであろうという軽率さによって殺人が引き起こされたと認められる場合は、〈認識ある過失〉に該当する。即ち、〈未必の故意〉においては、殺そうという明確な意図の有無が問われるのではなく、生じた結果としての殺人に対して責任があるかという点が問題とされる¹⁵⁾。裁判官が見極めようとしている、故意か過失かという法的な問いの枠組みの中で事件を考えるため、ここで、范の供述に戻ることにはたい。

夫婦の問題に悩み続けた范は、事件前日の夜、興奮した頭で妻を殺すことを初めて考えるに至る。ここでは、范の殺人の意図を確認することができる。范は証言において、その夜、

私は漸く疲れて来ました。疲れても眠むれる性質の疲労ではなかったのです。
(中略) 而してとうとう夜が明けました

と、苦悩し眠らずに夜明けを迎えたことを明かしている。翌日の起床後、もはや妻を殺すという考えは頭から消えていたのだが、

其日は朝から私は何んとなく興奮してゐました。からだの疲労から来る、イヤに弾力のない神経の鋭さがあります

と身体の疲労を述べている。さらに翌日の晩、

舞台へ出る番が来た時のことは、其時に漸く私は今日此演芸を選むだ事の危険を感じたのです。私は出来るだけ緊張した気分ではなければあぶないと思ひました。今日の上づつた興奮と弱々しく鋭くなつた神経とを出来るだけ静めなければならぬと思つたのです

と、睡眠不足もあり、危険な演芸を行うには調子が万全でないことを自覚していた。ここには、座長が熟練者にとって過失はあり得ないという〈極く確かな仮定がなけ

れば許して置ける演芸ではムいません〉という際に前提とされる〈健全な而して緊張した気分〉が欠如していることは明らかである。さらに、

フラフラと體のユレるのを感じました。時は来ました。私は先づ最初に頭の上へ一本打ち込みました。ナイフが指の先を離れる時に何かバツクやうなコダワツタものが一寸入ります。私にはもう何所へナイフがささるか解からなくなりました。一本毎に私は(よかつた)といふ気がします。私は落ちつかう落ちつかうと思ひました

と、ナイフを投げる行為において、制御がきかない状態にあると范が認識していることも分かる。即ち范は、自ら制御不能な状態と知りつつ、ナイフを投げているのである。ここにおいても尚、范は行為を停止させようとしていない。そして、

妻が急に不思議な表情をしました。発作的の列しい恐怖を感じたらしいのです。妻はそのナイフが其儘に飛んで来て自分の頸へさ、る事を予感したのでせうか?それはどうか私は知りません、私は只その恐怖の烈しい表情の自分の心にも同じ強さで反射したのを感じたゞけでした。私は眼まいがしたやうな気がしました。が、其ま、力まかせに、殆ど暗闇を眼がけるやうに的もなく手のナイフを打ち込むで了つたのです……

と、演芸を続けた結果、妻を死に至らしめるのだ。引用部分に確認してきたように、范は重大な結果が生じることを十分に予測し、それを認容して行為に及んでいるのである。范は、妻を殺そうという行為の目的たる意図を認めないが、そうであるにせよ、行為に付随する結果に対する責任は免れられまい。妻を命の危険にさらすという認識がありながら行為に及んだ范の行いは、予測した結果は生じないであろうという軽率さによって引き起こされたのではなく、十分に生じる結果を知りながらそれを甘受していたと受け取られ、拡張した意味での故意¹⁶⁾〈未必の故意〉にあたりと見るのが妥当であろう。どこに当たるか分からないナイフを妻に対して投げる行為には、例え明確な殺人の意図はないにしても、行為として、法的な責任が問われる筈である。

そうであるとする、裁判官が最終的に無罪と判決を下すことを、どのように捉

えればよいだろうか。これを、裁判官が証言を引き出す際に繰り返す、故意か過失かという問いかけではなく、范と裁判官との非言語のコミュニケーションを伝える本作の語り注目して考えたい。前章まで、范の〈倫理的潔癖〉に言及した際に詳しく述べたように、范は、社会的弱者としての妻と、自身に内面化された社会倫理故に離婚することができないでいる。と同時に、それを偽善だとする自意識を有し、その間での深い葛藤を抱えている。范は、妻と別れることによって生じる心理的負担を背負いたくない。そしてそのような自らに〈弱さ〉を見る。こうした内面の苦痛を、范は宛も独白であるかのように裁判官に吐露し、裁判官はそれを聞いている。事件の前までの自身の心境を述べる第一の部分にあたる范の供述が一旦停止した際、全知の語り手は、〈裁判官は和らいだ顔つきをして只首肯いて見せ〉ていることを読者に伝えている。前章で詳しく見て来たような、妻をめぐる社会構造的な陥穽にはまる范が自らに内面化された倫理から逃れられず、社会生活の中で現れる自己と本来的な自己とが分離した生を生きることを余儀なくされている苦悩を、裁判官は承知し、そうした共感と理解を、〈誤りのない〉ように行為しようとする范に、言葉ではなく態度をもって范に返していく。

述べたように、裁判官は法の下に范の行為を裁かねばならぬ存在である。故殺か過殺かという問題について判断し、范の行為の責任を厳しく問わねばならない。一方で、裁判官は妻をめぐる范の苦しみを、誠実な告白として受け止めている。前述した通り、范の供述の第一の部分が終わった後の裁判官の態度からは、范の長年の苦痛に対する裁判官の理解と共感を読むことができよう。虚偽を取り払い本心に生きたいとする范の切実で実直な告白は、裁判官の心を動かしているのである。

続く、范の供述の第二、第三の部分では、范は、自らの内心の真実に照らして、自らの行為に故意が認められないことを述べており、そのために無罪になると素朴に信じている。しかし、法に精通する裁判官にとっては、范の行為は謂わば〈未必の故意〉と言えるものであり、法的な責任を問わねばならない事例として見えている。即ち、無罪判決は、裁判官の内面において、法—〈未必の故意〉—と法とは異なる倫理—范の境遇に対する同情—とが切り結ばれた結果の帰着だったと解釈でき

る。〈裁判官は何かしれぬ興奮の自身に湧上るのを感じた〉と、判決書を作成するにあたり感情が大きく動いたとされるのは、裁判官の内面に生じた葛藤を自らの、法とは異なる倫理的判断によって収めたところに齎されているものと捉えられる。証言を終えた後の、范を主語とした一文に、〈シツカリした足どりで此室を出て行つた〉という述部があるが、その直後にそれが、判決を出した裁判官を主語とした文において繰り返されている。これは、范が、内面化された社会倫理と自己内発的な感情との葛藤に苦しみ抜き、今、自らの内心において偽りがなく生きているという快活な心境故の安定した精神状態にあることを示し、また、そうした范のありようと、裁判官の、法とは異なる倫理を通そうとする姿との相似形を表していると考えられる。

五、志賀直哉「范の犯罪」から芥川龍之介「三右衛門の罪」へ

芥川龍之介が大きな関心を寄せていた作家の一人が志賀直哉であることはよく知られている。芥川は、志賀の短篇について¹⁶、

氏は、好んで、神秘を解かうとする作家である。そして屢、その解決を、人間の心理に求めようとする作家である。神秘が、古の希臘の神々のやうに、森からも海からも遂におはれて、人々の心理のうちに、隠れたのは、今更らこゝに云ふ迄もない。―神秘を解かうとした作家は、日本にも、少くない。しかし、彼等の多くは笑ふ可き「怪談」を繰返すか、さもなければ、幼稚なるカテゴリーの中に徘徊するか、その二途を出ずにゐたのである。翻つて、「濁つた頭」にはじまる作品の series を見ると、こゝに描かれた神秘は、いづれも殆直下に、常人の世界に迫つて来る神秘である。「濁つた頭」の末節に於て、津田の見た林間の幻影の如きは、明に「怪談」を離れた神品であつた。さうして、その方面に於て、美しい成功を示した、最もすぐれた例として、「范の犯罪」をあげるので、躊躇しない

と述べている。本作が優れた作であると評価され、不可思議が人間の心理によって

解決される作と捉えられている。こうした芥川の評言に基づいて述べるなら、本作は、神経衰弱に陥って犯した（未必の故意）の殺人が法のもとに無罪となるという不条理を、范と裁判官との心理的なコミュニケーションの中で成立させている作と言えようか。

これまで見てきた通り、范は近代的な自我を持ち、内面化された倫理と内発的な感情との葛藤に苦しむ人物である。范は責任をもって行為しようという主体意識が強いが、単に振る舞いとして社会規範に即す行為をすれば良いというのではなく、内的な倫理を問う存在である。范の自己意識においては、本来の自己というものが、社会的な自己に先行して存在し、自己の二重性を本質的な自己の方に統合しようとする志向性が認められる。このように内なる差異を解消させ一元化しようとする范は、犯行における自らの意図を否定し、妻の死を意図ある行為ではないために自らの責任は問われないうとしている。即ち自己たるものを、自ら理解できる範囲のみに限定して捉え、その限りにおいて自らの責任を負うのである。そこには主体が理解できないものによって決定されるという考えはない。これは内なる差異が行為主体の責任の排除につながるという、近代的主体をめぐる問いを想起させるものである。自己の統合と行為主体の責任とは深く結び合っており、本作はこうした近代的主体の問題を、法の枠組みの中で問うものとなっている。

本作を見ていく中で、自己の一貫性が成り立ち、自らの意志によって、自身の行為やあり方を統制する倫理的かつ自律的存在という近代主体概念が范の意識の中に見られることを確認してきた。本稿の初めに記したように、本作を典拠として創作された「三右衛門の罪」においては、このような主体のあり方がどのようなように表されているのだろうか。新保邦寛氏⁽⁹⁾は芥川の後期の作品を眺め、〈自我の揺らぎが描かれない作品はない〉と述べている。こうした指摘を踏まえ、本稿を（下）へ続け、その中で論じていくこととしたい。

【注】

- (1) 生田長江「一月の創作」〔報知新聞〕大正13・1・10)
- (2) 宮島新三郎「芥川龍之介論 その一面観」〔早稲田文学〕大正13・4・4)
- (3) 三上於兔吉「危険な批評―宮島君の独断」〔時事新報〕大正13・4・4)には、〈自叙伝風なものを書くから血が通ふとか通はぬとか、そんな問題はもう時候はずれになつてゐると思ふがどうか？ 芸術家も人間である以上めいめいの氣質がある。自分の五体五感を綿密深酷に描くもよし、雲や田圃や、牛の尻（これが大分君に気に入らぬやうだが）のことばかり描いてゐてもよい。問題はその芸術家の主観の深淺と主観の投影の濃度とにある〉とある。

尚、その後、宮島新三郎「批判の權威の為に 妄論に答ふる二つ（一）」〔時事新報〕大正13・4・27）、三上於兔吉「自叙伝の本質―宮島君に再び言ふ―」〔時事新報〕大正13・4・29）と論争が続いた。

(4) 菊地弘「三右衛門の罪」『芥川龍之介事典』(昭和60・12 明治書院)

(5) 石割透「三右衛門の罪」『芥川龍之介全作品事典』(平成12・6 勉誠出版)

(6) 宮越勉「志賀直哉「范の犯罪」とその周辺―「右顧左顧」からの脱却―」〔文芸研究〕平成11・9)に、〈纏足は下層階級の出自の者は行なわれない。よって、范の妻は、上流階級、少なくとも中流以上の階級の家に生まれ育ち、そこから零落した女性ということになる〉と指摘されている。

(7) (6)の宮越論に言及がある。

(8) 中嶋昭「范の犯罪」再論―「現実には即した」読みの試み―〔中央学院大学人間・自然論叢(中央学院大学商学部・法学部)〕平成12・2)

(9) 山口直孝「志賀直哉『范の犯罪』論―「范」の形象と舞台設定とをめぐって―」〔日本近代文学〕平成6・10)では、范の無罪判決が心神喪失故のものと見なされている。

(10) 須藤松雄「范の犯罪―「児を盗む話」―」『志賀直哉の文学』(昭和38・3 桜楓社)

(11) 重松泰雄「范の犯罪」解説〔近代文学論集〕昭和56・11)

(12) (9)に同じ

- (13) (8) に同じ
- (14) 長尾龍一『文学の中の法』(平成10・7 日本評論社)
- (15) 玄守道「故意に関する一考察(二)―未必の故意と認識ある過失の区別をめぐって―」(『立命館法學』平成17)
- (16) 芥川龍之介「志賀直哉氏の短篇(断片)」(大正3〜4頃か・未定稿) 引用は、『芥川龍之介未定稿集』(昭和43・2 岩波書店)に拠る。
- (17) 新保邦寛『短篇小説の生成―鷗外(豊熟の時代)の文業、及びその外延―』(平成29・10 ひつじ書房)

本庄あかね 国文学科准教授・日本近代文学